

秩父別町建設工事執行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧	備 考
<p>○秩父別町建設工事執行規則 平成 7 年 4 月 14 日 規則第 4 号 別添 秩父別町建設工事請負契約約款 (前金払及び中間前払金) 第 35 条 1～3 略</p> <p>4 受注者は、第 1 項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>5 第 2 項及び第 3 項の規定は前項の場合について準用する。</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 (第 4 項に規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) から受領済みの前払金額 (中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。) を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金 (中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条までにおいて同じ。) の支払いを請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。</p> <p>7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったとき</p>	<p>○秩父別町建設工事執行規則 平成 7 年 4 月 14 日 規則第 4 号 別添 秩父別町建設工事請負契約約款 (前金払) 第 35 条 1～3 略</p> <p>4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 から受領済みの前払い金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったとき</p>	<p>中間前払金適用に付き見出しを修正 中間前払金に係る条文の追加</p> <p>項番号の繰り下げ 中間前払金の適用に係る条文修正</p> <p>項番号修正 項番号の繰り下げ 中間前払金の適用に係る条文修正</p> <p>項番号の繰り下げ</p>

新	旧	備考
<p>は、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅滞利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第 36 条 受注者は、前条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 51 条 1～2 略</p> <p>3 第 1 項の場合において、第 35 条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第 38 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を、同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条、第 45 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 43 条、第 48 条又は第 49 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～9 略</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 52 条 1～5 略</p> <p>6 第 2 項の場合（第 45 条第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p>	<p>は、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅滞利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第 36 条 受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 51 条 1～2 略</p> <p>3 第 1 項の場合において、第 35 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 38 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条、第 45 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 43 条、第 48 条又は第 49 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 52 条 1～5 略</p> <p>6 第 2 項の場合（第 45 条第 9 号及び第 11 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p>	<p>げ</p> <p>項番号修正</p> <p>引用条文修正に係る修正</p> <p>中間前払金適用に係る条文修正</p> <p>適用誤りに係る条文修正</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。